

総合型地域スポーツクラブ阪南AC 会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、総合型地域スポーツクラブ阪南AC（以下、「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域に於けるスポーツ等の活動を通じ、健全な心身の育成と地域住民の親睦に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- ① スポーツサークル・体験教室の設置
- ② 各種研修会・講習会の開催
- ③ レクリエーション・文化学習活動に必要な事業
- ④ 他の団体・機関との交流会、競技会への参加
- ⑤ 広報等その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(構成)

第5条 本会は、次の者をもって構成する。

- ① 会員
- ② 登録指導者
- ③ 運営委員会において認めた者または団体

(会員)

第6条 会員は、以下の者とする。

- ① 会員 本会の主旨に賛同し、会員登録をした者
- ② 賛助会員 本会の主旨に賛同し、事業を援助できる者又は団体

(会員の資格等)

第7条 本会に入会を希望する者は、次のいずれかの要件を備えていなければならない。

- ① 本会の会則及び本会の定める諸規定を遵守する者又は団体。
 - ② 運営委員会が入会を認めた者又は団体。
- 2 会員の資格は、本会への入会手続きがなされ会員登録されたときに取得する。

(入会・退会手続き等)

第8条 入会手続きは、所定の申込書に添えて別に定める会費を納入することにより行う。

- 2 入会后、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに文書にて事務局へ届出る。
- 3 会員は、退会届を事務局へ提出することにより任意に退会できる。
- 4 会員が会費を1年以上滞納した場合ならびに死亡した場合は、退会したものとみなす。

(有効期間・継続)

第9条 会員登録の有効期間は、入会手続きを完了した日からその年度末日までとし、毎年度の会費とスポーツ安全保険料を納入することによりこれを更新し、会員登録の継続を行う。

(除名)

第10条 本会は、第7条の要件を満たさない会員は、除名することができる。

(会費等の不返還)

第11条 既に納入した会費およびその他の拠出金は返還しない。

(登録指導者)

第12条 本会の各事業推進にあたり、その技能を有する者を登録指導者と称する。

- 2 指導者は本会に対して、個人が有する技能や指導可能な項目等について書面にて通知し、登録する。
- 3 本会は、登録された内容に基づき、各事業での会員への指導を委嘱する。

第3章 組 織

(役員)

第13条 本会には、次の役員を置く。

- ① 理事4名以上10名以下
 - ② クラブマネジャー
 - ③ 監事2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長とし、クラブマネジャーは、他の理事が兼務することができる。

(役員を選任等)

第14条 理事および監事の各役員は、総会により選任する。

- 2 会長、副会長、事務局長は、理事の互選により選出し、総会の同意を得る。

(役員任期)

第15条 本会の役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 本会の役員に欠員の生じた時は、運営委員会の同意によりそれを補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の任務)

第16条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、本会の事業運営を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 事務局長は、本会の会計、事務を執行する。
- ④ クラブマネジャーは、本会の運営に参画し、会員に情報の提供を行う。
- ⑤ 監事は、本会の会計を監査する。
- ⑥ 監事は、本会の理事を兼務できない。

(会議)

第17条 本会に、次の会議を置く。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 部会

(総会)

第18条 総会は、会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 通常総会は毎年1回、臨時総会は運営委員会が必要と認める都度開催する。
- 4 総会の定足数は、決議権を有する者の2分の1とする。
- 5 やむを得ない理由により出席出来ない会員は、書面により他の会員を代理人として表決を委任する事ができる。この規定により表決した会員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 7 総会は、次の事項について決議する。
 - ① 会則の制定と改正
 - ② 役員の選任
 - ③ 予算・決算の承認
 - ④ 事業計画・事業報告の承認
 - ⑤ その他本会の運営に関する重要事項

(決議)

第19条 総会の決議は、出席者の過半数以上の賛成で可決する。なお、会員は、書面により他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(決議権)

第20条 総会において決議権を行使できる者は、登録年度の期首に20歳以上の会員とする。

(運営委員・運営委員会)

第21条 会長は、会員の中から各事業の代表者ならびにこれに準ずる者を運営委員として委嘱する。

- 2 運営委員会は運営委員ならびに理事により構成する。

- 3 運営委員会は、会長が招集し、事業計画に基づく各事業の企画・運営に関する事項を協議・決定し推進する。
- 4 運営委員会は、本会の運営に必要な細則を制定ならびに改廃できる。
- 5 運営委員会の定足数は、構成員の過半数とする。
- 6 運営委員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第22条 本会には、次の部会を置く。

- ① 事業部会
- ② 総務部会
- 2 各部会は、部会長1名、副部会長1名を運営委員の中から互選し、運営委員若干名をもって構成する。
- 3 事業部会は、会則第4条の①から④に該当する事業を企画し、運営委員会の承認を得て、その実施にあたる。
- 4 総務部会は、会則第4条の⑤に該当する事業を企画し、運営委員会の承認をえて、その実施にあたる。

第4章 会 計

(会計)

第23条 本会の会計は、会員の納める会費、事業等による収入、寄付金、補助金、及びその他の収入等により支弁する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計監査)

第25条 監事による会計監査は、会計年度末の出納閉鎖後に行い、総会で報告する。

第5章 事故の責任

(事故の責任)

- 第26条 会員は、本会の活動に際し、会則の規定、指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
- 2 これに反して傷害、盗難、及び事故が起きた場合には、本会及び指導者に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第27条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本会は、その活動中の傷害、事故については、この保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第6章 細 則

(細則)

第28条 本規定に定めのない事項及び本会の運営に必要な事項は、運営委員会の決議により定める。

- 付則
- 1 本会則は、平成18年2月26日より施行する。
 - 2 本会則は、平成23年4月1日より施行する。

会 則 の 細 則

(会費)

第1 本会の年会費は次のとおり定める。

一 般 会 員	年会費	6,000円	(高校生以上)
シルバール	年会費	5,000円	(60歳以上)
ジュニア	年会費	3,000円	(幼児・小中学生)

なお、9月以降の会員登録者は、年会費を半額とする。

(保険料)

第2 本会の会員は、スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。
保険料は、スポーツ安全協会の規定に従う。

一 般 会 員	年間保険料	1,600円
シルバール	年間保険料	1,600円
ジュニア	年間保険料	600円

(登録料)

第3 本会の小中学生会員及び日本スポーツ少年団認定員・認定育成員は、日本スポーツ少年団及び阪南市スポーツ少年団に登録する。

登録料は、阪南市スポーツ少年団の規定に従う。

登録指導者	年間登録料	1,700円
登録団員	年間登録料	800円

(体験教室の開催)

第4 本会が開催する体験教室については、体験教室開催要領に定める。

(指導者の謝金)

第5 本会の活動に携わる指導者・講師・助手等には、謝金支払う。なお、金額については、事務局運営要領に別に定める。

(用具費、消耗品費の負担)

第6 本会の会員で、本会が開催する体験教室に参加しない会員は、用具費、消耗品費を負担する。年間の負担額は金額については、次に定める。

一般会員・シルバール	500円/月	(年間6,000円)
ジュニア会員	250円/月	(年間3,000円)

なお、支払い月は、4月、6月、8月、10月、12月、2月とし、2ヶ月単位、6ヶ月単位または、1年単位で負担するものとする。なお、中途登録会員は、登録月から負担することとする。

(親子体験教室にのみ参加する会員の年会費・参加料および保険料)

第7 本会が開催する、親子体験教室に参加するものは、下記に定める年会費・参加料および保険料を負担し、会員登録を行う。

年会費・参加料および保険料は、次に定める。

・親子体力アップ教室・親子スポーツ教室

年会費 1,500 円

参加料 3,000 円 (10 回コース)

保険料 2,500 円 (保護者 1 名・ジュニア 1 名)

・親子たいそう教室

年会費 2,500 円

参加料 1,000 円/月 (月 3 回開催)

保険料 2,500 円 (保護者 1 名・ジュニア 1 名)

平成 21 年 4 月 1 日 一部改訂 施行

平成 23 年 4 月 1 日 一部改訂 施行